

評議員及び役員費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道こども・若者応援協会定款第13条第3項及び第29条第3項の規定に基づき、評議員及び役員の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、日当、宿泊料、手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。

(費用)

第3条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、遅延なく支払うものとする。

- 2 役員等の出張旅費は、別に定める旅費規程（以下、「旅費規程」という。）に基づき支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、非常勤の役員等が理事会又は評議員会の出席等の職務を遂行した場合は、日当として1回当たり3,000円を支払うとともに、札幌市外の役員等に対しては、旅費規程に基づいて算定した交通費等の金額を支払う。

(費用の辞退)

第4条 役員等は、申し出により費用の受け取りを辞退することができる。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(会長への委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公益財団法人北海道青少年育成協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この規程は、令和8年4月1日から施行する。